

令和 7 年度

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
定時評議員会議事録

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団
令和7年度定時評議員会議事録

1. 日 時 令和7年6月25日(水) 午後1時50分～午後3時15分
2. 場 所 伊丹市広畑3丁目1番地 いたみいきいきプラザ 3階 会議室1・2

3. 出席者

評議員総数 8名

評議員出席者 5名

評 議 員 樋 口 麻 人 評 議 員 緒 方 由 紀

評 議 員 迫 田 博 幸 評 議 員 行 澤 睦 雄

評 議 員 吉 村 史 郎

監事総数 2名

監事出席者 2名

監 事 細 川 健 二 監 事 辻 博 夫

開会にあたり、評議員会運営規則第13条第2項の規定により評議員の互選により議長の選出となるが、評議員会の申し合わせにより行澤評議員が議長となり、評議員会運営規則第16条第1項に定める定足数を充たしていることを確認するとともに、議事録署名人に次の評議員2名を定款第14条第2項の規定により選任して議事に入った。

議事録署名人 吉 村 史 郎

議事録署名人 迫 田 博 幸

4. 議 案 報告第1号 令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び監査報告について
- 議案第1号 令和6年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について
- 議案第2号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について
- 議案第3号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について
- 議案第4号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について
- 議案第5号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について
- 議案第6号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について
- 議案第7号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について
- 議案第8号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について

議案第9号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任について
議案第10号 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任について

5. 議 長 行 澤 睦 雄

6. 議事録作成者 光 木 朋 子

7. 議 事

（1）開 会

○事務局 みなさん、こんにちは。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。定刻になりましたので、ただいまより令和7年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団 定時評議員会を開催いたします。
評議員会の開会に当たり、当法人 増田理事長よりご挨拶を申し上げます。

（2）理事長挨拶

○理事長 [理事長挨拶]

（3）議長選出

○事務局 それでは、評議員会を開催させていただきにあたりまして、議長の選出を行います。

評議員会運営規則第13条第2項の規定により「議長は、出席した評議員の中からその都度互選により選任する」となっておりますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[事務局一任]

それでは、行澤評議員を議長に推薦させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、行澤評議員に議長をお願いしたいと思います

す。

(4) 出席状況

○議 長 まず、議事に入らせていただきます前に評議員の出席状況について報告いたします。本日の出席評議員は5名でございまして、評議員会運営規則第16条第1項に定める評議員8名の過半数を充たしておりますので本評議員会は成立することをご報告いたします。

(5) 議事録署名人の選任

○議 長 次に、定款第14条第2項の規定により議長の他に議事録の署名人2名を選任する必要がありますが、どのようにさせていただきますでしょうか。

[議長一任]

○議 長 議長一任のお声がありましたので、私から指名させていただきます。
吉村史郎評議員、迫田博幸評議員にお願いいたします。

(6) 利害関係有無の確認

○議 長 次に、利害関係の有無につきまして、確認させていただきます。社会福祉法第45条の9第8項で、「決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。」旨が規定されています。本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する評議員がおられましたら、申し出ていただけますでしょうか。

[該当者がいないことを確認]

本日の議事につきまして、特別の利害関係を有する評議員はおられないようですので、このまま進めさせていただきます。

(7) 議事

○議 長 それではこれより議事に入らせていただきます。本日の議事は、報告が1件と議案が10件でございます。

それではまず、報告第1号「令和6年度 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び決算の監査報告について」と、議案第1号「令和6年度社会福祉法人伊

丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及び公益事業区分決算報告について」は、関連がございますので一括審議といたします。

まず、事務局から議案第1号の説明をお願いします。

○事務局 [議案第1号説明]

○議 長 続いて、報告第1号「令和6年度 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団事業報告及び監査報告について」でございます。

こちらにつきましては、過日、細川監事と辻監事のお二人に監査を実施していただきましたので、代表して辻監事にご報告とご説明をいただきます。辻監事よろしくお願いいたします。

○辻監事 [監事監査報告]

○議 長 それぞれ説明と報告が終わりました。
この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○樋口評議員 ご説明いただいたとおり多種多様の事業を展開されており、内容については敬意を表したいと思います。多様な事業ですが、これについては令和6年度事業計画に基づいてされていますし、もっと根本的な中長期経営計画、これは10年計画で計画されていますが、中長期経営計画については、令和7年度、今年度で最終年度になりますが、これについては次期計画も策定されるご予定でしょうか。

○事務局 おっしゃるとおり、今年度が中長期経営計画の最終年度となっております。新しく計画を作り直す必要もありますから、今年度取り組むこととしております。

○樋口評議員 先ほどご説明いただいた平成6年度の事業報告の中には、中長期経営計画についての内容の記載がありませんが、昨年度は、中長期経営計画についてのこれまでの振り返りや実績については、されていないのでしょうか。今年度1年間ありますので、今年度の中でされるということでしょうか。令和7年度の事業計画は、評議員には冊子としては、配布されていないと思います。評議員会は年に1度しかありませんけれども、今後はそういった書類の配布はされた方がよいのかなと思います。たまたま今日、事業団のホームページを覗きましたら、その中に、令和7年度の事業計画が掲載されていたので、ざっと見せてもらいました。その中にも中長期経営計画について、令和7年度にこういった取り組みをしていく、という内容がちょっと見えなかったんですよ。これは、10年計画になろうかと思いますので、相当なパワーがこの1年いると思うのです。今回の報告とは少しずれますが、非常に重要な計画だと思われるので、少なくとも事業計画の中では、その方向性は、き

っちり書かれたほうがよかったのではないかと、余分な話にはなりますが、思うんですね。そうしたときに、事業報告の中身ですが、口頭で紹介されたのですが、そもそも事業報告は、1ページのはじめにという文章もそうなんですが、誰に対してこの文章を書いているのかわからない部分がありますので、その辺を教えてほしいのですけれども。事業計画の内容については、ホームページに載せているということは誰でも見られますが、伊丹市民に対して事業計画の中身を示すということなのか、事業団に関わる利用者、将来利用者になるであろう方に示しておられるのか、もっと小さい範囲で定款に定められているということで理事、監事、評議員に対して示すのか、もっと少なく職員に対して示すのかによって、その書きぶりが、伝わらないと意味がないので、誰に対して書いているのかという認識を覚えてもらったらありがたいなと思うのですが。

○事務局 まず、事業計画についてですが、当初評議員会が年2回ありまして、事業計画を審議いただくのと、事業報告を審議いただくのと、2回あったのですが、途中で改正しまして、評議員会には報告だけということにさせていただいたという経緯がございます。そのあとにも、事業計画がわからないということを書いていて、事前にお配りするようにということをご助言いただいていたところですが、今回また、お配りできておらず申し訳ありません。用意はしておりましたのですが、実際にはお配りできていないので、以後、お配りさせていただくようにします。

それから、中長期経営計画につきましては、ご指摘のとおり今年度が最終年度でございますが、策定に向けて今年度作業していく予定にしておりましたが、事業計画の中で記載しておりません。これにつきましても、中長期10年計画を予定しておりますので、ご指摘のとおりかなり労力を要するものでございますが、今年度中には形にすべく作業を進めたいと思っているところでございます。

最後、事業報告ですが、誰に向かってということですが、本来、社会福祉法人が報告すべきは、利用者さん、市民に向けてでもありますし、事業を行っている我々職員自身の振り返りというところも必要になってくると思います。

職員、市民に向けて報告をするというのが、利用者に向けてはなかなか結びついていないということにつきましては、今後、表現を改めて参りたいと思います。ありがとうございます。

○理事長 最後の部分の事業報告の書きぶりでございますが、樋口評議員からご指摘いただき、確かに、と思うところがあります。ご案内のとおり、当事業団は伊丹市の外郭団体として、報告すべきところが市という意識が従前からございまして、毎年議会に事業報告を説明する内容を同じように使っておりました。今ご指摘いただいたことを受けまして、市に報告する内容とは別に、社会福祉事業団がどういったところであるかということを利用者の方、これから利用されようとする方にわかってい

ただけるような書きぶりに変えていきたいと思ったところでございます。ご指摘ありがとうございます。

○樋口評議員　できるだけわかりやすい表現された方が、広く将来利用者になる方にも伝わるのかなと思いますので、今おっしゃったように、今年度1年間かけて、中長期経営計画を作られますので、これがまさに市民にすべからく内容をPRする内容になると思いますので、中長期経営計画の書きぶりについても、ぜひわかりやすい表現で、伝わるような内容にしてもらったらいいいのかなと思いますので、提案といいますか、意見を言わせていただきました。

○議 長　他に何かございますか。

○緒方評議員　事業報告並びに決算報告のご説明ありがとうございました。今回、いろいろお聞きして人員確保だとか、人材をどう育成していけるかというところが施策として大事なところなのかなと思います。おそらく理事会では職務執行状況のところ、どのくらいの方が退職だとかそういったことが示されていると思うのですが、先ほどのご説明で、令和6年度に退職者の方が増えたといったところの話もありましたので、例えば、退職された方が何名くらいいたとか、年齢構成といったことの情報開示をしていただければ、人件費が増えてといったところの意見が出しやすいと思います。今後、退職者が何名、採用の方がどのくらいあったのかといったようなことを事業報告のところにも少し載せていただく、法人のところの報告に入るかと思いますが、その辺のところもご検討いただければなというふうに思います。

どこの福祉現場もそうだと思うのですが、年齢構成が歪になっていて、若い人はいるのだけれども中間層がいなくて、管理職になれる人材がなかなかいないというところもあると思いますが、その辺のところも意見を言えるような資料というのがあれば、出しやすくなると思いますので。

○事務局　ご指摘ありがとうございます。ご質問の中にもありましたとおり、理事長、常務理事の執行状況報告を年に2回させていただいております。その中では、離職者の数、採用の数は報告させていただいているところではございますが、この事業報告の中では、一覧で年度末の人数を報告させていただくようになっております。

ご指摘のとおり人材確保には大変苦労しておりまして、人材確保は今後もっとむずかしくなると予想されている中、皆さんにお分かりいただけるような報告の仕方、事業報告の仕方を検討していきます。ありがとうございます。

○議 長　他に何かございますか。

特にないようでございますので、決議に入らせていただきます。

議案第1号「令和5年度社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団社会福祉事業区分及

び公益事業区分決算報告について」は、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

ご異議がないようでございますので、議案第1号は原案どおり決しました。
報告第1号につきましても以上といたします。

○議長 次に、議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について」から議案第10号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任について」まではそれぞれ関連した議案ですので、一括審議とさせていただきます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 [議案第2号から議案第10号説明]
(増田平氏、林秀和氏、森理恵氏、細川健二氏 退席)

○議長 説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問ございませんか。

○議長 特にないようでございますので、議案ごとに決議をいただくこととします。まず、議案第2号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第2号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第3号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第3号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第4号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任について」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議長 それでは、議案第4号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第5号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任につ

いて」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 5 号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第 6 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任につ
いて」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 6 号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第 7 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任につ
いて」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 7 号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第 8 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（理事）の選任につ
いて」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 8 号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第 9 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任につ
いて」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 9 号につきましては、原案どおり決しました。
次に、議案第 10 号「社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団役員（監事）の選任につ
いて」につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

[異議なし]

○議 長 それでは、議案第 10 号につきましては、原案どおり決しました。
（増田平氏、林秀和氏、森理恵氏、細川健二氏 着席）

（9）閉会

○議長 以上をもちまして、本日の議事は終了とさせていただきます。
ここで、議長の任を解かせていただきます。

以上、議長は議事が全て終了した旨を告げ、午後３時１５分に閉会した。
議事を明確にするためこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人は署名押印した。

令和７年 月 日

議長

議事録署名人

議事録署名人